

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第1423号2
令和3(2021)年2月1日

京浜急行電鉄株式会社
取締役社長 原田一之様

鎌倉市長 松尾 崇

次のとおり通知します。



景観協議番号	第2-27号						
土地利用類型の名称	住商複合地						
景観地区	<input checked="" type="checkbox"/> 内(住商複合地) <input type="checkbox"/> 外						
行為の場所(地名地番)	鎌倉市由比ガ浜二丁目2番10						
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転					
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更					
特定地区	<input checked="" type="checkbox"/> 内(<input checked="" type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input type="checkbox"/> 外						
協議事項	<p>＜地区の特性・課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地であり、低中層の地域型の商業施設と住宅が混在している。 ・進行方向へのビスタの確保とともにビスタの魅力を高めるよう沿道建築物の位置や規模に配慮する必要がある。 <p>＜景観形成基準に係る協議内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を道路からセットバックした位置に配置し、通り景観への圧迫感を軽減している。 ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 ・建築設備は、通りから目立たない位置に配置されている。 ・接道部及び周縁部は適切に緑化されている。 ・壁面の意匠は適切に分節して変化を持たせており、通りのスケール感に合わせている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>						
	備考						